

子どもの定期予防接種

出生 6 週 0 日後から、下記の「定期予防接種」が受けられます。予防接種によって、受けられる月齢、接種回数、接種間隔が異なります。なお、予防接種の「個人通知」は行いません（ヒトパピローマウイルス感染症を除く）。接種忘れないよう、注意してください。

予防接種の種別		回 数	対 象 月 齢	
口タウイルス	ロタリックス	2回	出生 6 週 0 日後から 出生 24 週 0 日後までの間にある者	※ 27 日以上の間隔をおいて 2 回受ける（経口接種） ※ 初回接種（1 回目）はできるだけ、生後 2 月から出生 14 週 6 日後までの期間に受ける（初回接種を出生 15 週 0 日後以降に受けることは、安全性の観点からお勧めしていません）
	ロタデック	3回	出生 6 週 0 日後から 出生 32 週 0 日後までの間にある者	※ 27 日以上の間隔をおいて 3 回受ける（経口接種） ※ 初回接種（1 回目）はできるだけ、生後 2 月から出生 14 週 6 日後までの期間に受ける（初回接種を出生 15 週 0 日後以降に受けることは、安全性の観点からお勧めしていません）
B型肝炎	1回目	生後 1 歳に至るまでの間にある者		※ 27 日以上の間隔をおいて 2 回受ける
	2回目	※できるだけ、生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでの期間に受ける		※ 3 回目接種は、1 回目接種後 139 日以上の間隔をおいて、2 回目接種後 6 日以上の間隔をおいて 1 回受ける
	3回目			
ヒブ	初回 (3回)	生後 2 月から生後 60 月（5 歳）に至るまでの間にある者	※接種開始月齢が生後 7 月を超える場合は、接種回数が変わります	※ 27 日以上の間隔をおいて 3 回受ける（できるだけ 27 日から 56 日までの間隔をおいて受ける） ※ 2 回目、3 回目を生後 12 月に至るまでに接種できなかった場合は、接種回数が変わります
	追加 (1回)			※初回接種（3 回目）終了後、7 月以上の間隔をおいて 1 回受ける（できるだけ 7 月から 13 月までの間隔をおいて受ける）
小児の肺炎球菌	初回 (3回)	生後 2 月から生後 60 月（5 歳）に至るまでの間にある者	※接種開始月齢が生後 7 月を超える場合は、接種回数が変わります	※ 27 日以上の間隔をおいて 3 回受ける ※できるだけ生後 12 月までに受ける ※ 2 回目を生後 12 月に至るまで、3 回目を生後 24 月に至るまでに接種できなかった場合は、接種回数が変わります
	追加 (1回)			※初回接種（3 回目）終了後、60 日以上の間隔をおいて、生後 12 月に至った日以降に 1 回受ける ※できるだけ生後 12 月から 15 月に至るまでに受ける
4 種 混 合 〔ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ〕	1期初回 (3回)	生後 2 月から生後 90 月（7 歳半）に至るまでの間にある者		※ 20 日以上の間隔をおいて 3 回受ける（できるだけ 20 日から 56 日までの間隔をおいて受ける） ※できるだけ生後 2 月から 12 月に達するまでに受ける
	1期追加 (1回)			※ 1 期初回（3 回目）終了後、6 月以上の間隔をおいて 1 回受ける（できるだけ 12 月から 18 月までの間隔をおいて受ける）
2 種 混 合 〔ジフテリア 破傷風〕	2期 (1回)	11 歳、12 歳（小学 6 年生） ※4 種混合または 3 種混合を 3 回以上接種してあるかた ※百日せきを罹患されたかたは 2 種混合を 3 回以上接種してあるかた		
B C G	1回	1 歳に至るまでの間にある者 ※できるだけ生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでに受ける		
麻しん・風しん 混合（MR）	1 期 (1回)	生後 12 月（1 歳）から 24 月（2 歳）に至るまでの間にある者		
	2 期 (1回)	5 歳以上 7 歳未満の者であって、 小学校就学前の 1 年間（4 月 1 日から 3 月 31 日までの間）にある者		
水痘	2回	生後 12 月（1 歳）から 生後 36 月（3 歳）に至るまでの間にある者	※ 3 月以上の間隔をおいて 2 回受ける ※できるだけ生後 12 月から生後 15 月に至るまでに 1 回目を受け、 2 回目は 1 回目終了後 6 月から 12 月に至るまでの間隔をおいて 1 回受ける	
日本脳炎	1期初回 (2回)	生後 6 月から 生後 90 月（7 歳半）に至るまでの間にある者		※できるだけ 3 歳に達した時から 4 歳に達するまでに 2 回受ける ※ 6 月以上の間隔をおいて受ける（できるだけ 6 月から 28 日までの間隔をおいて受ける）
	1期追加 (1回)			※ 1 期初回（2 回目）終了後、6 月以上の間隔をおいて 1 回受ける（できるだけおおむね 1 年を経過した時期で、4 歳に達した時から 5 歳に達するまでに受ける）
	2期 (1回)	9 歳以上 13 歳未満の者 ※ 1 期が規定どおり接種してあるかた		※できるだけ 9 歳に達した時から 10 歳に達するまでに受ける
ヒトパピローマ ウイルス 感染症 (子宮頸がん予防)	サバリックス ガーダシル ジルガード9	3回	12 歳となる日の属する年度の初日（小学 6 年生）から 16 歳となる日の属する年度の末日（高校 1 年生相当） までの間にある女子	※できるだけ中学 1 年生で受ける ※ 3 種類のワクチンがあり、原則同一のワクチンで接種する ※ シルガード 9 は、15 歳以上で 1 回目を接種した場合などに、3 回接種となることがあります
		2回		

☆かかりつけ医が瑞穂市以外の場合、岐阜県広域化予防接種協力医療機関であれば接種を受けることができます

☆瑞穂市から転出された場合は、転出当日から瑞穂市の予診票は使用できません